

入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第246条第1項の規定により公告する。

令和2年9月7日

福島県教育庁いわき教育事務所長 塚本 英樹

1 入札に付する事項

(1) 件名

高坂大平教職員公舎耐震改修工事に伴う家財等移転業務

(2) 業務仕様等

高坂大平教職員公舎耐震改修工事に伴う家財等移転業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和3年2月22日（月）まで

(4) 履行場所

仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれかに該当しない者であること。

(2) 公告の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをした者若しくは申立てをなされた者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に入札に参加することに支障がないと認められる者であること。

(4) 福島県内に本店、支店又は営業所を有する者であること。

(5) 官公署又は民間事業所の施設で、移転対象面積が500㎡以上又は移転対象人員が50名以上の移転業務を過去10年以内に履行した実績があり、かつ、本業務を確実に履行できる者であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出期限 令和2年9月17日(木)午後5時必着
- (2) 提出場所 郵便番号970-8026 福島県いわき市平字梅本15番地
福島県教育庁いわき教育事務所 総務社会教育課
電話番号 0246-24-6214

4 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか、福島県教育庁いわき教育事務所ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和2年9月7日(月)～令和2年9月23日(水)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時～午後5時まで

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和2年9月24日(木)午後1時15分

イ 場所 福島県いわき合同庁舎4階中会議室

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札書とその提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県教育庁いわき教育事務所長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

- (1) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当

する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県教育庁いわき教育事務所 総務社会教育課

電話番号 0246-24-6214

ファクシミリ 0246-24-6165

電子メール iwaki.kyouiku@pref.fukushima.lg.jp